

工事・業務における情報共有システム運用ガイドライン 運用開始のお知らせ

令和6年11月
宇 部 市

本市が所管する全ての公共施設に対する工事又は工事に係る設計等業務について、受発注者間のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性の向上を目的として、工事・業務における情報共有システムガイドラインの運用を開始することにしたので、以下のとおりお知らせします。

1 適用日

令和6年12月1日以降適用する。

2 対象工事

請負業者からの申し出があった工事及び業務委託とする。

3 運用基準等

別添「工事・業務における情報共有システムガイドライン」による。